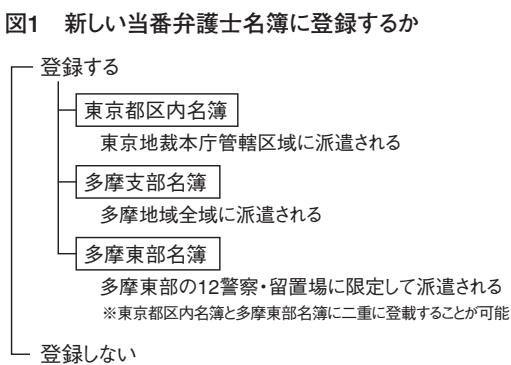




## 支援センターとの国選弁護人契約 申込開始！

意 義

今年の10月から改正刑事訴訟法と総合法律支援法が施行され、被疑者国選弁護人制度が始まるとともに被告人国選弁護人制度の仕組みが変わる。とりわけ国選弁護制度の運営の基本部分が日本司法支援センター（以下「司法支援センター」という）の業務となり、国選弁護事件を担当することを希望する会員は司法支援センターとの間で国選弁護人契約を締結しなければならなくなる。



そこで、今般、当会は、国選弁護人契約の締結を希望する会員の申込みを取りまとめて司法支援センターに契約候補者を推薦するとともに、これまで弁護士会が創設・発展させてきた当番弁護士制度と国選弁護制度とを併存させるために、各種名簿を調製することになった。

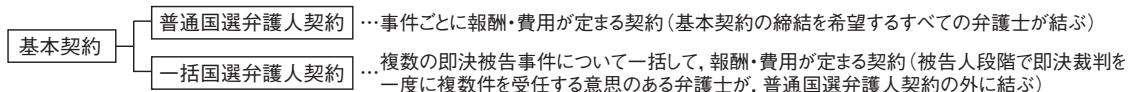
## 今年10月以降の新制度と 国選・当番弁護士名簿の調製

当番弁護士制度は現在の仕組みのまま維持し、弁護士会が直接その運営にあたる。もっとも、被疑者援助制度を利用して被疑者段階で受任した当番弁護士が被疑者・被告人国選弁護人を引き続き受任するには、司法支援センターが裁判所に国選弁護人候補者指名・通知をするまでには、司法支援センターと基本契約を締結しておく必要がある。

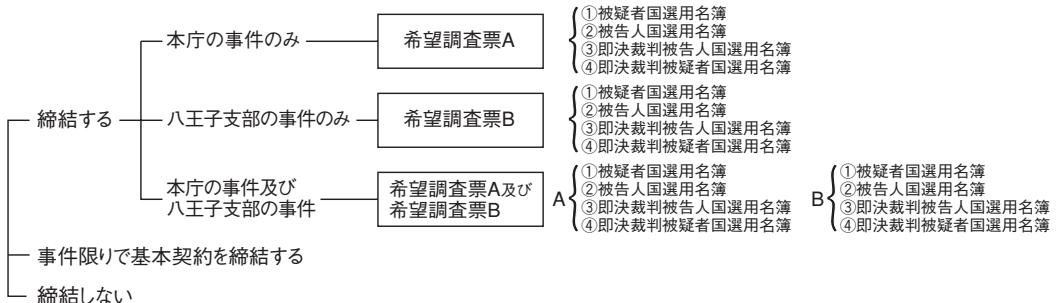
新制度の下では、当番弁護士名簿の外に、被疑者国選用名簿、被告人国選用名簿、即決裁判被告人国選用名簿および即決裁判被疑者国選用名簿を調製する。

図2 司法支援センターとの一般国選弁護人契約（以下「基本契約」）と各種名簿

### (1) 基本契約の2類型



(2) 基本契約を締結するか、締結した場合にどの名簿に登録するか



なお、被告人国選については、東京地裁本庁における自由選択方式、八王子支部における第1回公判期日割当方式が維持される。とりわけ東京地裁本庁事件については、弁護士会館3階に司法支援センターの一部を誘致したことになったので、会員にとって、弁護士会館5階で行なわれていた従来の手続を同3階で行なうことが可能となる。

## ● まだ間に合う申込手続

国選弁護事件を担当することを希望する会員は、当会から各会員に直送される「国選弁護・当番弁護に関する

基本調査票」(全員)、「国選弁護人契約申込書記載事項の届出についての依頼書」(全員)、「国選弁護人候補者指名・運用名簿作成のための希望調査票A」(本庁事件希望者)、「国選弁護人候補者指名・運用名簿作成のための希望調査票B」(八王子支部事件希望者)に所定事項を記載し、原本を当会人権課に郵送または持参しなければならない。その締切日は、本来、7月31日であった。申込手続未了の会員は、大至急、申込みをされたい。

■問い合わせ先：人権課 TEL.03-3581-2205

(司法改革総合センター事務局次長 白井一廣)

図3 少年当番弁護士名簿への登録と基本契約

